

I 総則

I 総則

I 総則

1 はじめに

このさいたま市高圧ガス保安法申請届出マニュアルは、高圧ガス保安法に基づく指定都市の長の権限に属する事務のうち、冷凍保安規則に係るものを除く高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱に係る申請、届出及び報告（以下「申請等」という。）に関する必要な手続を示すとともに、申請等に伴う義務や遵守事項について解説したものである。なお、冷凍保安規則に係るものについては、さいたま市高圧ガス保安法申請届出マニュアル【冷凍保安規則関係】により必要な手続を示すとともに、申請等に伴う義務や遵守事項について解説している。

なお、この申請届出マニュアルにおいて使用する用語は、次に掲げる法規をいう。

「法」	高圧ガス保安法（昭和 26 年 6 月 7 日 法律第 204 号）
「政令」	高圧ガス保安法施行令（平成 9 年 2 月 19 日 政令第 20 号）
「一般則」	一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日 省令第 53 号）
「液石則」	液化石油ガス保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日 省令第 52 号）
「特定則」	特定設備検査規則（昭和 51 年 2 月 17 日 省令第 4 号）
「冷凍則」	冷凍保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日 省令第 51 号）
「容器則」	容器保安規則（昭和 41 年 5 月 25 日 省令第 50 号）
「国際容器則」	国際相互承認に係る容器保安規則（平成 28 年 6 月 30 日 省令第 82 号）
「製造細目告示」	製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和 50 年 8 月 1 日 通商産業省告示第 291 号）
「細則」	さいたま市高圧ガス保安法施行細則（平成 30 年 3 月 29 日 さいたま市規則第 52 号）
「液石法」	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年 12 月 28 日 法律第 149 号）
「手数料条例」	さいたま市消防関係事務手数料条例（平成 13 年 5 月 1 日 さいたま市条例第 74 号）

2 窓口における申請等についての一般的留意事項

(1) 書類の提出方法

- ア 申請書、届出書及び報告書（以下「申請書等」という。）は、正副 2 部提出すること。
- イ 申請書等は、その記載内容について説明を求められた場合に、説明ができる者が持参して提出すること。
- ウ 申請書は、「5 許可等に要する日数に示す標準処理期間」を考慮し、余裕を持って提出すること。

I 総則

4 申請者等

- (1) 許可等を受けようとする申請者、届出を行う届出者又は報告を行う報告者（以下「申請者等」という。）は、個人である場合にはその者、法人である場合には代表権を有する者であること。
- (2) 法人の場合において、代表権を有する者以外の者に申請等の権限を委任する場合（支店長名、工場長名で申請等を行う場合）には、その旨を明記した委任状をあらかじめ保安係に提出すること。委任状の提出後は、代理者において申請等を行うことができる。なお、申請等の都度において、委任状の写しを添付すること。

【委任状の作成例】

年 月 日
事務所（本社）所在地 法人名称 代表者 職・氏名 (署名又は記名押印)
委任状
〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇は、次の者を代理人と定め、当社〇〇工場の高圧ガス保安法に基づく諸手続に関する一切の権限を委任します。
代理人 職・氏名 (署名又は記名押印)

- (3) 委任者及び代理者に変更が生じた場合等で委任状の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく、変更した委任状を保安係に提出すること。

I 総則

5 許可等に要する日数

行政手続法第6条に基づき、さいたま市の高圧ガス保安法における各種申請に係る標準処理期間は次のとおりとする。(標準処理期間とは、申請がその提出先の機関に到達してからその処分をするまでに通常必要とされる標準的な期間をいう。)

標準処理期間

処分の名称	根拠条項	標準処理期間
高圧ガス製造の許可	法第5条第1項	25日
高圧ガス製造施設の変更の許可	法第14条第1項	20日
第一種貯蔵所の許可	法第16条第1項	20日
第一種貯蔵所の変更の許可	法第19条第1項	15日
高圧ガス製造施設の設置の完成検査	法第20条第1項	15日
高圧ガス製造施設の特定制工事の完成検査	法第20条第3項	15日
第一種貯蔵所の設置の完成検査	法第20条第1項	15日
第一種貯蔵所の特定制工事の完成検査	法第20条第3項	15日
高圧ガスの輸入の検査	法第22条第1項	未設定(事案発生が見込まれないため)
特定施設の保安検査	法第35条第1項	25日
容器検査	法第44条第1項	15日
特別充填の許可	法第48条第5項	15日
容器再検査	法第49条第1項	15日
容器検査所の登録	法第49条第1項	15日
容器検査所の登録の更新	法第50条第1項	10日
附属品検査	法第49条の2第1項	15日
附属品再検査	法第49条の4第1項	15日
高圧ガスの種類又は圧力の変更の承認	法第54条第1項	20日

I 総則

6 申請に必要な手数料

申請に必要な手数料は次のとおりとする。

納入方法は、規定手数料を現金で用意し申請書類と一緒に、保安係に提出すること。

※令和5年4月1日から、電子申請（さいたま市電子申請・届出サービス）に限り、クレジットカード決済が可能となりました。

		手数料(円)				
		1日の処理容積	許可等	完成検査	保安検査	
高圧ガス製造設備	定置式	1,000万 m ³ 以上	560,000	420,000	610,000	
		100万 m ³ 以上 1,000万 m ³ 未満	340,000	255,000	370,000	
		50万 m ³ 以上 100万 m ³ 未満	220,000	165,000	250,000	
		10万 m ³ 以上 50万 m ³ 未満	140,000	105,000	150,000	
		25,000 m ³ 以上 10万 m ³ 未満	110,000	82,500	120,000	
		5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	86,000	64,500	95,000	
		1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	68,000	51,000	75,000	
	移動式	200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	54,000	40,500	60,000	
		100 m ³ 以上 200 m ³ 未満	31,000	23,250	33,000	
		1,000万 m ³ 以上	91,000	68,250	95,000	
		500万 m ³ 以上 1,000万 m ³ 未満	75,000	56,250	80,000	
		100万 m ³ 以上 500万 m ³ 未満	60,000	45,000	64,000	
		50万 m ³ 以上 100万 m ³ 未満	44,000	33,000	47,000	
		10万 m ³ 以上 50万 m ³ 未満	27,000	20,250	31,000	
高圧ガス製造設備変更許可	定置式	25,000 m ³ 以上 10万 m ³ 未満	21,000	15,750	22,000	
		5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	16,000	12,000	20,000	
		1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	13,000	9,750	15,000	
		200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	11,000	8,250	12,000	
		100 m ³ 以上 200 m ³ 未満	7,400	5,550	7,700	
		1,000万 m ³ 以上	370,000	277,500		
		100万 m ³ 以上 1,000万 m ³ 未満	220,000	165,000		
	移動式	処理容積の増加量	50万 m ³ 以上 100万 m ³ 未満	150,000	112,500	
			10万 m ³ 以上 50万 m ³ 未満	93,000	69,750	
			25,000 m ³ 以上 10万 m ³ 未満	69,000	51,750	
			5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	61,000	45,750	
			1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	57,000	42,750	
			200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	39,000	29,250	
			200 m ³ 未満	26,000	19,500	
その他のとき			16,000	12,000		
1,000万 m ³ 以上			65,000	48,750		
500万 m ³ 以上 1,000万 m ³ 未満			53,000	39,750		
100万 m ³ 以上 500万 m ³ 未満	44,000	33,000				
50万 m ³ 以上 100万 m ³ 未満	31,000	23,250				
10万 m ³ 以上 50万 m ³ 未満	18,000	13,500				
25,000 m ³ 以上 10万 m ³ 未満	14,000	10,500				
5,000 m ³ 以上 25,000 m ³ 未満	12,000	9,000				
1,000 m ³ 以上 5,000 m ³ 未満	9,200	6,900				
200 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	8,200	6,150				
200 m ³ 未満	5,100	3,825				
その他のとき	3,200	2,400				
貯蔵所	第一種貯蔵所の設置の許可		25,000	18,750		
	第一種貯蔵所の変更の許可	貯蔵容積が増加するとき	14,000	10,500		
		その他のとき	11,000	8,250		
容器検査所登録及び登録更新			16,000			
高圧ガスの種類又は圧力の変更の刻印等			1,400			

I 総則

(2) スクラップ&ビルドについて

ア 「スクラップ&ビルド」とは、手数料条例に定める「当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合」を指し、この場合、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積に対する変更後の増加分の処理容積を元に、手数料額を算出する。

$$\boxed{\text{変更後の処理容積}} - \boxed{(\text{変更前の処理容積} - \text{撤去分の処理容積})} = \boxed{\text{増加分の処理容積}}$$

例1) 処理容積 10,000 m³/日の事業所が、製造設備の更新に伴い、既存の処理容積 2,000 m³/日のポンプを撤去し、新たに処理容積 2,000 m³/日のポンプを設置する場合

$$\boxed{10,000} - \boxed{(\boxed{10,000} - \boxed{2,000})} = \boxed{2,000}$$

$$\boxed{\text{変更後の処理容積}} - \boxed{(\text{変更前の処理容積} - \text{撤去分の処理容積})} = \boxed{\text{増加分の処理容積}}$$

変更許可手数料 57,000円 完成検査手数料 42,750円

例2) 処理容積 10,000 m³/日の事業所が、製造設備の更新に伴い、既存の処理容積 2,000 m³/日のポンプを撤去し、新たに処理容積 500 m³/日のポンプを設置する場合

$$\boxed{8,500} - \boxed{(\boxed{10,000} - \boxed{2,000})} = \boxed{500}$$

$$\boxed{\text{変更後の処理容積}} - \boxed{(\text{変更前の処理容積} - \text{撤去分の処理容積})} = \boxed{\text{増加分の処理容積}}$$

変更許可手数料 39,000円 完成検査手数料 29,250円

イ スクラップ&ビルドを適用しない場合は、変更後の処理容積から変更前の処理容積を差し引いた処理容積を元に、手数料額を算出する。

$$\boxed{\text{変更後の処理容積}} - \boxed{\text{変更前の処理容積}} = \boxed{\text{手数料額算出の処理容積}}$$